

淡路島ブランド広域推進助成事業 対象経費取扱一覧

助成対象経費は、①商品の開発、試作品の製造等、②商品の周知活動（広報、イベントの参加・実施）等に係る経費とし、次のとおりとする。なお、事業実施団体は「団体」と略称表記している。

助成対象経費	助成対象内容	留意事項
講師謝金	専門的な知識・技術、技能等について外部の専門家から事業実施団体が、指導・助言を受ける場合（団体研修）の講師謝金を対象とし、上限10万円とする。	※実績報告時に講師経歴と指導報告書添付すること。
講師旅費	講師旅費は、公共交通機関の使用を原則とし、実際に要した金額の範囲内でのみ助成対象とする。 ※ ただし、以下の経費は、助成対象外とする。 タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等利用による交通費（他に鉄道のグリーン車利用料金、航空機のプレミアムシート等）	※公共の交通手段の使用が難しい場合等は、個別協議をすること。
講師宿泊費	宿泊費用は、県の旅費規程の範囲内でのみ助成対象とし、淡路島内に宿泊の場合は上限8,700円とする。	
消耗品費	紙、プリンタインク、文具、写真代等の消耗品	
会場使用料及び設営費	会議及び展示イベントの開催等必要な会場の使用料（会場での光熱費を含む）及び設営費	
特許等出願等手数料	開発した製品の特許、実用新案、意匠、商標の出願に要する経費 ※ ただし、以下の経費及び事案は、助成対象外とする。 ア 出願に係る調査、審査請求、修正・校正に関する費用 イ 助成事業終了日までに出願手続きを完了していることが公的機関の書類等で確認できない場合 ウ 団体に権利が帰属しない場合	
郵送・運送費	切手代その他の郵送料等で、展示イベント等参加の際の展示品や展示用資材、配布パンフレット等の運搬にあたり、運搬を生業とする業者への外部委託に係る経費 ※ ただし、電話料金は、助成対象外とする。	
印刷製本費	開発した製品に関するチラシ・パンフレット・冊子の作成に係る印刷費・コピー代及びデザイン・レイアウトを含めた外部発注費用	
書籍購入費	事業実施に不可欠な知識の習得等に係る書籍の購入費 ※ ただし、研修、展示イベント等で参加者等への配布を目的とした書籍等の購入費は助成対象外とする。	
保険料	イベント保険、ボランティア保険料等	
委託費	団体内で直接実施することができない開発等の一部を外部の事業者等に依頼する経費 ※ ただし、以下の事案は、助成対象外とする ア 発注元である団体に成果物等が帰属しない場合 イ 団体で内製できるにもかかわらず外注加工・委託する場合 ウ 委託業務のすべてが第三者に再委託された場合	
借上費	事業実施のための機器等の借上費 ※ ただし、以下の経費及び事案は、助成対象外とする。 ア スタッフ用のハンガーラックや冷蔵庫等の借上費 イ 常時借り上げる事務機器のリース料	

活動資材費	製品の開発に直接使用し、消費される原材料、副資材、部品等の購入に要する経費。なお、購入する原材料の数量は、必要最小限にとどめ、用途を明確にすること。 ※ ただし、販売用の製品に係る材料費は助成対象外とする。	※実績報告時に成果物及び開発過程写真を添付すること。また、写真等により購入した原材料をすべて試作品に使用したことが確認できる資料を添付すること。
参加費	開発した製品の周知又はニーズ確認を目的として行う展示会等の出展に要する経費 ※ ただし、以下の事案は、助成対象外とする ア ブース内に事業実施団体名（製品名・団体ブランド名）が表示されていない場合 イ 出展及び使用の事実が写真等で確認できない場合	※実績報告時に会場写真を添付すること。
広告費	開発した製品の広報を目的として行う経費（例：ホームページの作成、のぼり、スタッフジャンパー等の作成費用等） ※ ただし、以下の費用は、助成対象外とする。 ア 記念品、ノベルティ等の作成費用 イ 看板の設置料・掲示料、デジタルサイネージ放映料、映像制作費、コマーシャル放映料等	※実績報告時に啓発用品写真を添付すること。
その他	審査委員会において、必要と認められた経費	

<各経費共通の留意事項>

- (1) 対象経費であっても事業内容、助成経緯に照らして相応しくないものは、認められない。
- (2) 原則、対象経費であっても団体及びその構成員が支払先となる場合は対象外（活動資材費を除く）。
- (3) 実績報告時には、適切な領収書及び振込の控え（日付、団体名記載等）の添付が必要（原則、提出は原本とするが、確認後返却予定）。
- (4) **対象外経費**は、以下のとおりとする。

経費項目	取扱内容
日常的な活動経費	本事業の実施の有無に関わらず必要な経費（交通費等）
スタッフの人件費・旅費	団体内部のスタッフの人件費・旅費
食糧費	弁当代、お茶、缶ジュース代、酒代等
修繕費	施設・備品の修繕等に係る経費
資料代	研修を実施する場合に参加者に配布する市販テキスト代金等
備品購入費	概ね1万円以上で耐用年数が1年以上の備品等、かつ団体内で継続的に使用する電気製品や設備等の購入費
その他	購入時、ポイントカード等によるポイントを取得・利用した場合のポイント分や一般的な市場価格又は開発の内容に対して著しく高額な経費

※その他、対象外になるものがあるので、疑義のあるものについては、事前に必ず協会へ確認のこと。